

## 登別市広報のぼりべつ広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、登別市が発行する広報のぼりべつの広告掲載に関して必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 広報のぼりべつの広告掲載は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (広告掲載の基本原則)

第3条 広報のぼりべつに掲載する広告は、地域社会及び地域経済の健全な発展に資するため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に、いかなる不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

### (広告主の範囲と優先順位)

第4条 広報のぼりべつに広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、広報のぼりべつという性格上、原則として本・支店、営業所等(以下「企業等」という。)が登別市内にあり、公共性の高いものを優先させることとし、その優先順位は次のとおりとする。ただし、広告主が登別市外の企業等の場合は、登別市内の企業等の営業活動に影響を及ぼさない企業等とする。

優先順位	広告主
1	広報のぼりべつに掲載する内容に関わりのあるもの
2	市民生活に関わりが深いもの

### (掲載しない広告)

第5条 広報のぼりべつに掲載しない広告は、その内容が第3条に規定する基本原則に反するもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 広告主の代表者などの写真
- (2) 意見広告に関するもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 政党、政治団体又は宗教に関するもの

- (5) 個人又は法人の名刺広告
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）などの法律に抵触するもの
- (7) 貸金など、いわゆる「町の金融」に関するもの
- (8) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定めるもの
- (9) その他これらに属さないもので、社会通念上掲載にふさわしくないと市長が認めたもの

（広告の掲載位置）

第6条 広告の掲載位置は、市が指定した位置とする。

（広告の寸法、刷り色）

第7条 広告の寸法は、1枠当たり縦5.5センチメートル、横8.3センチメートルとする。なお、広告主が2枠を希望する場合は、縦5.5センチメートル、横17.8センチメートルとする。

2 広告の刷り色数は、黒1色とする。

（広告主募集の方法及び広告掲載料）

第8条 広告は広告代理店を業とする者に請け負わせる方法により募集するものとし、広告掲載料は別に定める。

（細目）

第9条 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。